

---

# 福祉のまちづくり条例

## 施設整備・管理運営の手引 (公益的施設編)

---

令和7年6月  
兵庫県



## はじめに

兵庫県では、高齢者、障害者を含む全ての人々がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、平成4年10月に全国の都道府県で初めての「福祉のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、県、市町、県民及び事業者の連携と協力のもとに取組を進めてきました。

具体的には、条例で定める「特定施設」（福祉・医療・教育施設、公共施設、店舗、共同住宅等）に対して遵守すべきバリアフリー整備基準特定施設整備基準を定め、新築・増築などの際に、整備基準への適合を求めてきました。また、「小規模購買施設等の施設」（生活に密着した身近な店舗等）や住宅について、それぞれ「小規模購買施設等整備基準」、「住宅整備基準」を定め、整備基準への適合に努めることを求めるこことによって、バリアフリー整備水準の向上を図ってきました。

しかしながら、これらの整備基準は基本的な配慮事項のみを定めており、この基準を満たしていれば十分配慮が行き届いた施設になるというものではありません。したがって、整備基準の目的を理解するとともに、利用者の立場に立って、より利用者に配慮した施設の整備に積極的に取り組むことが望まれています。

また、施設を運営するに当たっては、高齢者や障害者等の特徴や、それに応じた配慮事項を知ることが重要です。基本的な接遇はもちろんのこと、有用な備品の設置や、管理運営における配慮により、より安全かつ快適に施設を利用できるようになります。

さらに、平時における施設整備・管理運営だけではなく、災害時などの非常時を想定した施設整備・管理運営も重要です。

本書は、特定施設の所有者・管理運営者・設計施工者等の方々が、施設整備や管理運営を進めるための手引（公益的施設編）としてまとめたものであり、高齢者や障害者等の特徴や基本的な接遇についての解説のほか、条例の整備基準の内容に加えて、施設整備・管理運営の双方に関し配慮することを推奨する事項について、図解を活用し解説しています。

より安全で快適に利用できる施設の実現には、特定施設の所有者・管理運営者・設計施工者をはじめ、県民の皆さんの理解と協力が不可欠です。施設整備や管理運営を行う際に、本書を参考にしていただき、高齢者や障害者を含む全ての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをともに進めましょう。

# 目 次

<b>I 福祉のまちづくりについて</b> .....	I - 1
1 福祉のまちづくりに関する兵庫県の取組.....	I - 2
2 福祉のまちづくり条例の概要.....	I - 5
3 福祉のまちづくり基本方針の概要.....	I - 6
 <b>II 高齢者、障害者等の特徴と基本的な配慮事項</b> .....	II - 1
1 高齢者 .....	II - 2
2 肢体不自由者（上肢） .....	II - 4
3 肢体不自由者（下肢） .....	II - 5
4 車椅子使用者（肢体不自由者等） .....	II - 8
5 視覚障害者 .....	II - 13
6 聴覚・言語障害者.....	II - 16
7 内部障害者 .....	II - 18
8 知的障害者 .....	II - 20
9 精神障害者 .....	II - 21
10 発達障害者 .....	II - 22
11 妊婦 .....	II - 23
12 乳幼児を同伴する者.....	II - 24
13 幼児・児童 .....	II - 25
14 外国人 .....	II - 26
15 一時的に病気・怪我をした人 .....	II - 26
 <b>III 公益的施設等の整備と管理運営</b> .....	III - 1
ページの見方 .....	III - 2
対象施設 .....	III - 4
1 高齢者等利用経路 .....	III - 6
2 出入口 .....	III - 8
3 - 1 廊下等 .....	III - 14
3 - 2 廊下等（授乳所）・その他の乳幼児のためのスペース .....	III - 18
3 - 3 廊下等（記載用カウンター・公衆電話台） .....	III - 20
4 階段 .....	III - 22
5 傾斜路 .....	III - 26
6 エレベーター .....	III - 30
7 - 1 便所 .....	III - 34
7 - 2 便所（車椅子使用者利用便房・腰掛式便房） .....	III - 38
7 - 3 便所（オストメイト対応設備） .....	III - 44
7 - 4 便所（乳幼児設備等） .....	III - 46
8 ホテル等の客室 .....	III - 48
9 敷地内の通路 .....	III - 56
10 駐車場 .....	III - 62
11 浴室等 .....	III - 66

12 標識 .....	III-70
13 案内設備・案内所 .....	III-72
14 案内設備までの経路 .....	III-76
15 劇場等の固定式の観覧席等 .....	III-78
<b>IV 非常時を想定した整備と管理運営 .....</b>	<b>IV- 1</b>
1 非常時を想定した整備と管理運営 .....	IV- 2
2 非常時の避難誘導 .....	IV- 5
<b>関連資料 .....</b>	<b>関- 1</b>
1 福祉のまちづくり条例 .....	関- 3
(1) 条例 .....	関- 4
(2) 施行規則 .....	関-12
2 福祉のまちづくり基本方針 .....	関-49
3 特定施設の建築等の手続 .....	関-71
(1) 手続の流れ .....	関-72
(2) 手続に必要な図書 .....	関-77
(3) 計画調書の記載方法 .....	関-79
(4) 整備基準適用表・計画調書 .....	関-83
4 JIS 規格等 .....	関-97
(1) 案内図、記号一覧 .....	関-98
(2) 国際シンボルマークの形状及び使用 .....	関-104
(3) 点字の読み方一覧 .....	関-106
(4) 視覚障害者誘導用ブロック .....	関-108
(5) 床の滑り .....	関-109
(6) 手話の例 .....	関-111
<引用・参考文献> .....	参- 1

